

制限付一般競争入札参加申込書作成要領

平成 24 年鳥取県告示第 221 号(建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「共通告示」という。)に基づく制限付一般競争入札に係る入札参加申込書の作成に関しては、公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 記載要領 (別記様式)

(1) 基本事項

- ア 共通告示 1 の(1)及び(7)に該当するか否かを記載すること。
- イ 基本事項 1 から 4 は、回答欄のいずれかを「○」で囲むこと。
- ウ 基本事項 5 は、参加希望者の営業所(建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。)の専任技術者(建設業法第 7 条第 2 号に規定する者をいう。)をすべて記載すること。
- エ 基本事項 6 は、参加希望者の経營業務管理責任者(建設業法第 7 条第 1 号に規定する者をいう。)をすべて記載すること。

(2) 会社実績

- ア 同種工事(平成 18 年度以降に完成し、引渡しの完了している発注工事と同種のものとして調達公告で定める工事をいう。以下同じ。)を施工した実績(以下「同種工事实績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合に記載すること。
- イ 同種工事实績の中から代表的なものを記載すること。
- ウ 同種工事实績は 2 件を限度とし、鳥取県内において施工したものを優先しつつ、発注者が県であるもの、国又はこれに準ずる公共的団体であるもの、市町村であるもの及びそれら以外のものの順に記載すること。
- エ 実績工事名の欄には、同種工事に該当する工事名を記入すること。
- オ 実績工事内容証明書の欄には、実績工事名に記載した工事の C O R I N S 登録番号又は工事カルテに代わる契約書及び仕様書等の実績工事の内容を証明する書類の名称を記載すること。

(3) 技術者要件 (配置予定技術者)

- ア 本件工事の配置予定技術者の氏名の欄には、本件工事に配置を予定している技術者の氏名を記載すること。なお、予備の者も含め 2 名まで記載することができる。
- イ 継続雇用期間の欄には、配置予定技術者の雇用期間を記載すること。
- ウ 技術者資格者証等の欄には、調達公告で定める配置技術者の資格又は調達公告で定める資格のない場合は、配置技術者の有している資格の資格者証等に係る内容を記載すること。
- エ 監理技術者資格者証の欄には、監理技術者資格取得者を記載した場合に調達公告で定める資格の資格者証に係る内容を記載すること。
- オ 配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等の欄には、配置予定技術者が申請時に技術者等として従事している場合、従事している工事名、工期並びに従事役職を記載すること。
- カ 施工管理実績があることを入札参加者の条件とする場合は施工管理実績に係る項目に記載し、条件としない場合は記載しなくても良い。
- キ 施工管理実績に係る工事については、施工管理実績の中から代表的なものを記載すること。
- ク 施工管理実績に係る工事の施工期間中に、交替等により当該技術者等として配置されていない期間のある者については、その者が当該工事に当該技術者等として配置されていた期間(以下「配置期間」という。)が 2 年以上に及ぶ場合又はその者の配置期間が工期の半分を超える場合に限り、施工管理実績として認めるものとする。
- ケ 施工管理実績は 2 件を限度とし、鳥取県内において施工した工事に係るものを優先しつつ、発注者が県である工事に係るもの、国又はこれに準ずる公共的団体である工事に係るもの、市町村である工事に係るもの及びそれら以外のものの順に記載すること。
- コ 施工管理実績に係る工事については、当該工事の内容及び当該工事に配置された技術者等が確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し、技術者等の

- 選任に係る発注者側の確認書の写し等)を添付すること。なお、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した工事の場合は、当該共同企業体の協定書の写しも添付すること。
- サ 実績工事名の欄には、同種工事に該当する工事名を記入すること。
- シ 実績工事内容証明書の欄には、実績工事名に記載した工事のCORINS登録番号又は工事カルテに代わる契約書及び仕様書等の実績工事の内容を証明する書類の名称を記載すること。
- ス 実績工事従事役職の欄には、主任技術者・監理技術者等受注工事に従事したときの役職を記入すること。
- セ 共同企業体対象工事においては、代表者以外の構成員ごとに別葉で作成し、該当項目について記載すること。
- ソ 配置予定技術者として建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、併せて配置を予定する監理技術者補佐について上記ア～オに準じて記載すること。

(4) 県内営業所等の県税の納付状況

調達公告で県外に本店を有する者(準県内業者を除く。以下「県外業者」という。)に対し県内営業所等を有することを条件とする場合に、主たる県内営業所等の法人県民税、法人事業税の納付状況について記載すること。

(5) 過去1年間の低価格落札工事の受注の有無

提出日前1年間に調査基準価格を下回る価格での落札した県発注工事の有無について記載すること。

(6) その他

ア 工事案件が共同企業体の対象工事である場合は、別記様式は構成員ごとに作成し、代表者が一括して提出すること。

イ 電子契約を希望する場合は、該当欄を選択し、契約用メールアドレスを記載すること。

2 添付書類

(1) 会社要件：同種工事实績

同種工事实績に係る工事の内容が確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し等)を添付すること。なお、共同企業体の構成員として施工した工事の場合は、当該共同企業体の協定書の写しも添付すること。

(2) 技術者要件(配置予定技術者)：配置予定技術者

ア 1の(3)のアにより記載した者が配置技術者となる資格を保持していることが確認できる書類(当該資格に係る合格証明書又は資格者証の写し(建設業許可、経営事項審査、又は入札参加申請に係る届出によりすでに県に提出しているものを除く。)等及び入札参加者の継続雇用者であることが確認できる書類(監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の写し等(継続雇用の確認に必要な事項以外はマスキングを施すこと))を添付すること。

イ 1の(3)のキにより記載した施工管理実績を確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し、技術者等の選任に係る発注者側の確認書の写し等、又は当該共同企業体の協定書の写し(同種工事を共同企業体で施工した場合は添付する))を添付すること。

(3) 県外に本店を有する者の経営事項審査の点数要件

共通告示2の(1)のイを対象期間とする経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)の通知書の写し

(4) 当該案件が共同企業体対象工事である場合は以下の書類を添付すること

当該共同企業体の協定書の写し

3 事後提出書類

以下の書類については、開札後入札執行者に求められたときに次の期日までに提出するものとする。

事後提出書類	提出期限
当該案件が共同企業体対象工事である場合、当該共同企業体の各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状（入札参加申込日以前の日付のものに限る）	開札日の翌日（休日を除く）の正午
県外業者が県内営業所等を有することを条件とする建設工事の落札者になった場合、主たる県内営業所の県税に係る納税証明書（未納税額がないことの証明であって、開札日の1か月前の日以降に発行されたものに限る。）の写し	契約日の前日